



# 情報ひろば



## マイナポイント事業延長のお知らせ

国のマイナポイント事業が令和3年12月末まで延長されました。

令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方については、マイナポイント付与の対象となります。令和3年12月末までにマイナポイントの申し込みを行い、キャッシュレス決済サービスを利用することで、マイナポイントを取得することが可能です。

対象となる方でまだ申し込みをしていない方は、ぜひマイナポイント事業をご利用ください。

問い合わせ **商工観光課**  
☎ 22-2226 FAX 22-2237

## 吉野川市の公用車に広告を掲載しませんか

### 公用車の広告主を募集します

民間企業等との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図るため、本市所有の公用車への広告掲載を行います。

**募集台数** 6台（1台につき2枠）を募集しています。競合した場合は抽選となります。

**掲載期間** 令和4年1月1日～  
令和5年3月31日（15カ月）

**広告掲載料** 1台あたり総額 37,500円  
（月額 2,500円）

**申込期間** 11月1日（月）～ 26日（金）

**掲載位置** 市有車両の両側面



市ホームページ  
二次元コード



※募集内容について、詳しくは市ホームページでご確認ください。

問い合わせ **管財システム課**  
☎ 22-2234 FAX 22-2244

## 成人式の参加には予約が必要です！

令和3年・令和4年成人式の参加は、予約制となっています。成人式に参加予定の方で、まだ予約がお済みでない方は、市ホームページでご確認いただくか、生涯学習課（東館3階）まで問い合わせください。

**申込締切日** 11月26日（金）



予約申し込み  
二次元コード

問い合わせ **生涯学習課**  
☎ 22-2271 FAX 22-2270

## 市役所本館・東館に掲載する企画提案型の有料広告を募集します

本市では、新たな財源の確保や市民サービスの向上を図ることを目的として、民間企業などの自由な発想やアイデアを活かして、市が保有する財産等（施設、印刷物、物品など）を広告媒体として活用する企画提案を募集します。

**募集する企画提案** 提案者自らが広告主または広告代理店となって広告を掲載する提案

※ネーミングライツ（施設等命名権）は対象外。

**広告掲載の対象物** 原則、市が保有する財産等（施設、印刷物、物品など）

**広告の掲載期間** 最長3年（月単位も可）

**広告掲載料**

【年額】 120,000円以上（税込み）

【月額】 10,000円以上（税込み）

**募集期間** 随時受け付け

提出書類や募集要項など、詳細は市ホームページにてご確認ください。

問い合わせ **市長公室**  
☎ 22-2203 FAX 22-2244



## は、「児童虐待防止推進月間」です

虐待されている子どもたちを、守ることができるのはあなたかもしれません。



### 児童虐待の現状

令和2年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は919件でした。虐待による死亡事例は、全国で年間約50件に及び、1週間に1人の子どもが命を落としています。

### 「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

### 虐待の定義

<b>身体的虐待</b> 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など	<b>性的虐待</b> 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
<b>ネグレクト（養育の拒否）</b> 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など	<b>心理的虐待</b> 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV）など

気になることがあったら、「通告」してください。

児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル



通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。

## 児童相談所虐待対応ダイヤル 189

お近くの児童相談所につながります。（24時間365日通話料無料）

### 【相談窓口】

- 県中央子ども女性相談センター TEL 088-622-2205 FAX 088-622-0534
- 子育て支援課 子ども相談室 TEL 22-2267 FAX 22-2245



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



登録用  
二次元コード

